

国家知識産権局「専利行政法執行弁法（草案）」意見募集表

会社名： 一般社団法人電子情報技術産業協会

条項番号	修正提案	修正理由
第 14 条	専利業務管理部門が被申立人に申立書及びその添付文書の副本を送付し、これを受領した日から 10 日以内に答弁書を提出するよう求めなければならない点に関し、外国企業に対しては、期限に余裕を持たせた別枠の期限設定をすることを提案する。	<p>より有益な答弁書を貴局へ提供したいと考えているが、外国企業が特許侵害紛争の申立人となる場合、あるいは被申立人となる場合、言語の問題もあり、10 日では十分な検討がなかなか難しい。</p> <p>貴局の活動がより有益なものとなるためには、多角的な意見を収集・分析することが必要であると思慮するので、翻訳作業や現地法人と本社とのやり取りを要する外国企業に対しては、期限に余裕を持たせた別枠の期限設定をすることを提案する。</p>
第 16 条	専利業務管理部門が、特許侵害紛争を処理するにあたり口頭審理を行う際に、口頭審理の少なくとも 3 日前までに口頭審理の日時、場所当事者に通知しなければならない点に関し、外国企業が絡む件ではもっと前に通知をしてほしい。	<p>貴局の活動がより有益なものとなるためには、多角的な意見を収集・分析することが必要であると思慮するので、翻訳作業や現地法人と本社とのやり取りを要する外国企業に対しては、日程に余裕を持たせて頂きたい。</p>
第 23 条	調停の被請求者は、請求書の副本を受け取った日から 10 以内に意見陳述書を提出する点に関し、外国企業に対しては、期限に余裕を持たせた別枠の期限設定をすることを提案する。	<p>より有益な意見陳述書を貴局へ提供したいと考えているが、外国企業の場合、言語の問題もあり、10 日では十分な検討がなかなか難しい。</p> <p>貴局の活動がより有益なものとなるためには、多角的な意見を収集・分析することが必要であると思慮するので、翻訳作業や現地法人と本社とのやり取りを要する外国企業に対しては、期限に余裕を持たせた別枠の期限設定をすることを提案する。</p>
<p><全体を通しての要望></p> <p>草案では、専利業務管理部門による処理期間がより短縮化されているが、外国企業の場合、言語の問題もあり、なかなか十分な検討時間を確保することができない。</p> <p>専利の行政執行における調査・分析等の審理をより有益なものとするためにも、外国企業に対しては、期限に余裕を持たせた別枠の期限設定をする等、考慮してほしい。</p>		

（紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。）